

お知らせ

金婚夫婦を表彰します

町では、熊本日日新聞社との共催で、金婚夫婦の表彰式を9月に行います。該当するご夫婦はお申し込みください。対象 昭和34年1月1日から12月31日までの間に結婚し、結婚50周年を迎えられたご夫婦

申込期限 7月17日（金）
申込・問い合わせ先
役場健康福祉課福祉係

☎286・3111
内線131

戦没者等の遺族の皆様へ 特別弔慰金が支給されます

公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合、第9回特別弔慰金として額面24万円、6年償還の記名国債が支給されます。対象となるご遺族
次の順番による先順位のご

遺族お一人です。
①平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の父母、孫、祖母、兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を有していた方のうち、平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方または同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。）

④前記③以外の戦没者等の父母、孫、祖母、兄弟姉妹
※戦没者と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが前記③に該当しない方

⑤前記①から④以外の戦没者等の三親等内の親族
※戦没者の死亡まで引き続く1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

請求期限

平成24年4月2日まで
※請求期限を過ぎると時効により権利が消滅し受けることができなくなりますので、十分ご注意ください。

問い合わせ先

役場健康福祉課福祉係
☎286・3111
内線131

身体障害者福祉年金の 支給について

町では、身体障害者福祉年

金の申請受付を、次のとおり行います。

受給資格 平成21年4月1日現在で、次の条件をすべて満たす人

①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている人

②1年以上益城町に在住し、住民基本台帳に登録されている人

③障害に関する公的年金を、受給していない人

※昨年までに申請している人は、申請の必要はありません。

支給額 5,000円（年1回）

受付期限 7月31日（金）まで

申請に必要なもの
印鑑、交付を受けている手帳、現在受給中の年金証書

申請・問い合わせ先
役場健康福祉課福祉係

☎286・3111
内線132

熊本ソウル線を利用して お隣の韓国へ行こう！

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会では、阿蘇くまもと空港発着の熊本ソウル線をより多くの方々にご利用いた

だくため、韓国へ旅行する10人以上の団体に対して助成を行う「阿蘇くまもと空港団体利用促進事業」をはじめとした各種の助成制度をご用意しています。

また、本年4月25日（土）から7月30日（木）の期間に、抽選で県産品等が当たる「熊本ソウル線利用者20万人突破記念キャンペーン事業」を実施します。

さらに、阿蘇くまもと空港駐車場では、同期間中に同線を利用された方の駐車場料金を半額にするお得なキャンペーンをあわせて実施します。

問い合わせ先
阿蘇くまもと空港国際線振興協議会（事務局・県交通対策総室）

☎333・2165

野鳥の保護にご協力を

野鳥のさえずりをよく耳にする季節になりました。

県では、野鳥の繁殖期間（4月～7月）内の5月10日から6月9日までを野鳥保護指導取締等強化月間と定め、県民の皆さまに野鳥保護へのご理解と野鳥の違法捕獲や違法飼養の防止について呼びか

平成21年 経済センサス・基礎調査

どうぞご協力をお願いします

7月1日、経済センサス・基礎調査が全国一斉に行われます。この調査は、全国すべての事業所および企業が調査の対象となり、調査の結果は、国、都道府県、市町村が地域開発や都市計画など私たちの生活をよりよくするために必要な基礎資料となります。

調査方法は、6月から調査員がお伺いして直接調査票を配布・回収します。調査票が届きましたら、必ずお受け取りになって、もれなくご記入ください。調査員がお伺いした場合は、必ず「調査員証」を携行していますので、安心してご協力をお願いします。



総務省統計局 都道府県